

鳥取縣公報

告示

昭和二十六年五月二十九日
第二千二百十三号
火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◇鳥取縣告示第二百四十号

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五條第二項の規定による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十六年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設種別	経営主体	施設名	施設名称	施設所在地	定員	認可年月日
保育所	東郷松崎町第一保	岡本敏義	東郷松崎町大字田畑三四番地	四十五名	昭和二十六年三月一日	

◇鳥取縣告示第二百四十一号

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五條第二項の規定による兒童福祉施設として次のように認可した。

可した。

昭和二十六年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設種別	経営主体	施設名	施設名称	施設所在地	定員	認可年月日
乳児院	米子齒科大学医師会	米子乳児院	下田光造	米子市西町三十六番一ノ地	一五名	昭和二十六年四月一日

◇鳥取縣告示第二百四十二号

砂糖登録卸売業者用購入通帳の都道府県庁認印欄になつて印する認印を次の通り定めた。

昭和二十六年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取縣
10mm
7mm

◇鳥取縣告示第二百四十三号

建築基準法施行細則(昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号)第十二條の規定により次の通り道路の位置を廃止した。

昭和二十六年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一 申請人の住所氏名 鳥取市今町二丁目一竹内照佐男
- 一 廃止場所 鳥取市今町二丁目一番地、二番地
- 一 道路の延長 三三メートル
- 一 道路の巾員 四メートル
- 一 図 面 省 署

◇鳥取縣告示第二百四十四号

建築基準法施行規則(昭和二十五年十一月十六日建設省令第四号)第七條の規定により次の通り道路の位置を指定した。

昭和二十六年五月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、申請人の住所氏名 鳥取市西町二四二番地 大鳥機工株式会社 山根四郎
- 一、指定場所 鳥取市鹿野町二八の二の一部、二九の二の一部、三〇の二三〇の二の一部の各番地及下魚町三番地の一部
- 一、道路の延長 八九メートル
- 一、道路の巾員 四メートル
- 一、図 面 省 署

教育委員会告示

◇鳥取縣教育委員会告示第十四号

昭和二十七年年度使用教科書展示会を次の通り開催する。

昭和二十六年五月二十六日

鳥取県教育委員会

- 一、開催の日時 昭和二十六年七月一日より同年七月七日まで毎日午前八時三十分より午後四時三十分まで
- 二、会 場

教科書の種別

教科書の種別	会場所在地	会場
小学校用	鳥取市吉方町	日進小学校
	岩美郡本庄村	本庄
	八頭郡那家町	育英
	丹比村	丹比
	用ヶ瀬町	用ヶ瀬
	気高郡湖山村	湖山
	浜村町	浜村
	東伯郡倉吉町	成徳
	上井町	日下
	八橋町	八橋
	米子市久米町	県立図書館米子分館
	西伯郡淀江町	淀江小学校
	法勝寺村	法勝寺
	中浜村	中浜
	日野郡根雨町	根雨
	日野上村	日野上
中学校用	鳥取市元鑄物師町	西中学校

八頭郡那家町	中央
用ヶ瀬町	三角
気高郡湖山村	湖東
浜村町	浜村
東伯郡倉吉町	東
由良町	緑ヶ丘
米子市久米町	県立図書館米子分館
西伯郡淀江町	淀江小学校
日野郡根雨町	根雨中学校
日野上村	日野上
鳥取市元鑄物師町	西中学校
東伯郡倉吉町	倉吉高等学校東校舎
米子市久米町	県立図書館米子分館

公安委員会告示

◇鳥取縣公安委員会告示第四号

風俗営業取締法施行條例(昭和二十三年鳥取県條例第十五号)第二十二條第三号の規定による団体を次の通り

認定する。

昭和二十六年五月二十九日
鳥取縣公安委員会
鳥取縣舞踏教師協會

正 誤

昭和二十六年五月二十七日鳥取縣公報号外鳥取縣條例第三十五号中誤植があるので次のように訂正する。

- 頁 段 行 誤 正
- 一 上 六 「議長が議会に諮つて」 「議長が県会に諮つて」

昭和二十六年五月二十九日印刷
昭和二十六年五月二十九日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

発 行 所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

所 縣